

(規範3)

保安教育計画規範（競技用紙雷管のみを販売する販売業者以外の販売業者）

火薬類取締法第29条の規定により、当該販売所がその従業者に対する保安教育の計画は、火薬類取締法施行規則（以下「省令」という。）第67条の3及び第67条の5並びに本基準に基づくものとする。

1 教育目的

当該販売所の従業者に対して火薬類の販売、貯蔵、その他の取り扱い作業に関し、保安上必要な事項を理解、徹底せしめ、保安意識の高揚を図り、もって火薬類による災害の防止に資することを目的とする。

2 教育対象者

販売業者は次に掲げる従業者の区分に従いその区分ごとに業務の範囲内容に応じてそれぞれ適切な教育計画を作成して教育を実施する。

イ 幹部従業者及び保安関係従業者

ロ 未熟練従業者

3 保安教育の内容

(1) 保安意識の高揚に関すること。

（愛知県及び愛知県火薬類保安協会等の開催する講習会には従業者を参加させる等して行う。）

(2) 盗難予防その他火薬類の管理に関すること。

(3) 火薬類一般の性質の大要に関すること。

(4) 火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。

（省令第21条の規定に基づいて行う。）

(5) 火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。

（省令第22条の規定に基づいて行う。）

(6) 危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。

（省令第87条の規定に基づいて行う。）

(7) 販売営業の許可を受けている火薬類の性質の詳細に関すること。

(8) 販売台帳又は火薬庫における火薬類の出納の記帳に関すること。

（省令第11条及び第33条の規定に基づいて行う。）

(9) 上記(4)、(5)、(6)及び(8)に掲げること以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。

(10) 上記(3)から(9)までに掲げることのほか、火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに附随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。

(11) 取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者については、(1)から(10)までに掲げることのほか、火薬類取締に関する法令に関すること及び火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること。

#### 4 教育担当者

- (1) 3(1)から(10)に掲げる内容については、取扱保安責任者その他火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに附随する取扱いに係る保安について十分な知識及び経験を有する者が行う。
- (2) 3(11)に掲げる内容については、製造保安責任者その他火薬類取締に関する法令及び火薬類の取扱いに関する保安管理技術について十分な知識及び経験を有する者が行う。

#### 5 保安教育の時期

- (1) 3(1)から(10)に掲げる保安教育は、従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるように適当な期間をおいて反復して行う。
- (2) 3(11)に掲げる保安教育は、取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者が保安に関する知識の水準を維持向上することができるように、教育効果を十分にあげられるような適当な時間を確保して行うとともに、適当な期間をおいて反復して行う。
- (3) 未熟練従業者については、(1)によるほか、その者が当該火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに附随する取扱いに従事する前に実施する。